

委託仕様書（案）

1 委託件名 板橋駅西口駅前広場実施設計等業務委託

2 委託範囲 別紙3「委託範囲図」のとおり

3 委託期間 契約確定の日から令和9年3月15日まで

4 仕 様

(1) 本委託の標準仕様は、東京都建設局編集「設計委託標準仕様書（令和5年4月）」による。

(2) 本委託の特記仕様書は、別紙1のとおりとする。

(3) 標準仕様書と特記仕様書が競合する場合には、特記仕様書を優先する。

(4) 本仕様書と特記仕様書に定めの無い事項については、区と協議すること。

(5) 本仕様書及び特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、区と協議し決定すること。

特記仕様書（案）

1 委託概要

板橋駅西口駅前広場（以下「駅前広場」という。）は、整備から約50年が経過し、各施設が老朽化しているとともに、交通処理や歩行者の安全性、利便性などの交通結節機能の課題とぎわい・憩い・交流といった広場機能の不足といった課題がある。これらの課題を解決し、板橋口地区と西口地区の2つの市街地再開発事業と連携した一体的整備および令和7年度の駅前広場整備計画策定に向か、令和5年度より3か年でのコーディネート業務および基本計画（設計業務等）を実施し、令和7年2月に「板橋駅西口駅前広場整備計画（令和3年3月策定）」の更新版である「板橋駅西口駅前広場整備計画（進捗版）」（以下「整備計画」という。）を公表し、現在、整備計画の策定及び基本設計を進めている。

本委託は、策定予定の整備計画および過年度成果に基づき、板橋口地区と西口地区の2つの市街地再開発事業とのデザイン等の調整および工事発注に向けた実施設計を行うものである。

2 一般事項

（1）代理人及び主任技術者について

- ①受託者は契約の履行にあたり、契約上の権限の行使、または義務の履行に関する権限を行うもの（以下「代理人」という。）を置く場合においては、予め区に通知するものとする。
- ②代理人は、本委託業務における作業の円滑な遂行のため、従事者の指揮監督及び区と受託者・従事者との連絡調整を行うものとする。
- ③受託者は契約の履行にあたり、履行に関する技術上の管理を行うもの（以下「主任技術者」という。）を定め、区に通知しなければならない。

（2）担当技術者

担当技術者は、以下の業務経験を満たすものを1人以上配置できるようにするとともに、過去の公共施設等の基本計画および設計業務等の担当案件にて、公的受賞歴を有する者を1人以上配置できるようにすること。

- ①第一種市街地再開発事業でのデザイン調整業務
- ②駅前広場の基本設計業務

3 業務内容

（1）コーディネート業務

（ア）再開発事業との協議調整

過年度成果を踏まえて、以下の項目を踏まえた両再開発事業とのデザイン等の設計調整および維持管理スキームの調整を行う。なお、当業務を履行するための資料作成および説明支援を行う。

- ① 駅前広場と両再開発事業区域内の建築外構、公開空地の利活用および維持管理スキームの調整および検討。
- ② 設計調整のための作図および協議資料作成

(イ) ユニバーサルデザインへの配慮

駅前広場を設計するにあたり、障がい者団体などへのヒアリングを通じて、課題やニーズを把握し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した設計を行う。

(2) 駅前広場実施設計

①基本事項の確認

基本設計の内容について確認を行い、設計に必要な資料を収集整理し設計計画を行う。

②詳細検討

次の項目について、材質・形状・配置計画等を詳細に検討する。

舗装・給水・排水・照明・ファニチャー（ベンチ、車止め、横断抑止柵）・擁壁・小構造物など（噴水・滝・モニュメント等特殊なものは除く）

③平面計画

実測平面図および線形座標計算に基づき、計算平面図（詳細配置計算図）を作成する

④縦横断設計

実測縦横断図に基づき、駅前広場の計画高を検討し、排水等を考慮した縦横断の設計を行う。

⑤交差点設計

取り付き道路との交差点設計を行う。

⑥実施設計図の作成

受託者は、工事に必要な実施設計図を作成する。実施設計図は、原則として、一般平面図、割付平面図、造成平面図、造成断面図、施設平面図、植栽平面図、供給処理設備平面図、撤去平面図を作成するものとする。必要に応じて主要詳細平面図、設備詳細図、拡大平面図、各種系統別平面図、縦横断図、各種詳細図を作成し、図面特記事項を付記するものとする。

⑦キャノピー等上屋実施設計

駅前広場に設置するキャノピーについて、過年度検討した駅前広場のデザイン等を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した細部含めた実施設計、設計計算、実施図面作成を行う。

⑧番屋の実施設計

駅前広場に設置する番屋について、過年度の成果に基づき配置図・各施設の構造等の検討を行うとともに、一般平面図等を作成する。

なお、番屋については地域の見守りや情報発信の機能を備えた設備を計画しており、より効果的な情報発信や防災への配慮、にぎわい創出に向けた機能を考慮した設計とすること。

⑨仮設構造物・排水設計

仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件等を踏まえ設計する。また、排水設計について、既存資料および現地踏査等の結果に基づき、用排水系統の計画、流量計算等を行い、用排水構造物を設計する。

⑩道路照明施設実施設計

駅前広場に設置する道路照明設備について、施設配置の検討および設計を行う。

⑪数量計算

各工種・材料ごとの数量を算出する。

⑫概算工事費の算出

下記項目を踏まえ、実施設計図及び数量計算に基づき各年度で予定されている駅前広場整備工事について、工事を発注するために必要となる工種・材料ごとの数量を算出し、積算及び積算図書の作成を行う。

主な作業項目

- ①各年度に予定されている工事に伴う工事費の算定
- ②単価、数量の精査
- ③公表単価に無い材料・製品等の見積り収集と単価表の作成

⑬報告書の作成

検討結果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

⑭照査

照査業務は、下記記載の「4 照査」に基づき実施すること。

(3) 工事ステップ、施工調整業務

令和9年度より予定している駅前広場工事着手について、2つの再開発事業の工事工程・進捗を踏まえたうえでの安全性・経済性・施工性を考慮した全体工事工程および年度毎の工事工程案の検討および工事ステップ図の作成を行う。

(4) 関係機関等協議及び資料作成

警察等の関係機関や関係部署との協議に必要な資料を作成し、協議結果を踏まえ、その都度議事録の作成や資料等の修正を行う。

(5) 旅費交通費

本委託業務の打合せ等に係る旅費交通費の算定にあたっては、直接人件費の0.63%を計上している。

4 照査

成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計画書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間）の整合、間違えの修正を行うため、赤黄チェックを実施する。

なお、成果品納入時及び検査時に、赤黄チェックの根拠となる資料を提出するものとする。

5 業務連携について

令和8年度に、区が板橋駅西口周辺地区のまちづくり事業の進展に資するため、別委託で実施を予定している「(仮称) 板橋駅周辺3Dモデル整備および周知支援業務委託」および「(仮称) 社会実験業務委託」について、本委託業務で作成した図面や資料等を共有し、相互に協力し連携を図ること。また、各業務との調整及び連携において地域住民等に対して説明会等の開催が必要となる場合は、運営支援を行うこと。

6 成果品

業務内容の成果として、年度ごとに以下の成果品を提出すること。成果品は東京都建設局が定めた設計委託標準仕様書及び特記仕様書により紙媒体で2部ずつ作成するものとする。

なお、これによらない場合は、区と協議のうえ作成するものとする。

種別・細別	内訳	提出部数
<成果品>		
(1) コーディネート業務	報告書	2部
(2) 駅前広場実施設計		
(3) 工事ステップ、施工調整業務		
(4) 関係機関等協議及び資料作成	議事録・協議資料等	
電子媒体	CD-R	2枚

7 現地作業時の通知について

現地踏査、調査業務等のため現地で作業を行う際には、事前に日時、作業内容、作業人数を区に通知すること。

8 業務上のデータの授受について

本委託の履行に際して区との間でデータの授受を行う場合は、ウィルスチェックを実施し、安全を確認したうえで行うこと。メールに添付できない大容量のデータは、原則、区の指定する「ファイルストレージシステム」を利用して行い、利用が出来ない場合は、その理由を明らかにし区の指示を受けること。

また、区にCD-RやDVD-Rの納品等をする際には、ウィルスチェックを実施し、安全を確認したうえで行うこと。

9 個人情報の保護について

個人情報の保護については、別紙2「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

10 目的外利用および外部提供の禁止

受託者は、本委託に関する情報を区の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

11 支払方法

契約金額は、「完了届」に基づく区による検査に合格した後、受託者からの書面による請求により一括で支払う。

12 その他

- (1) 本委託において必要な、板橋駅西口周辺地区まちづくりに関する過年度の委託成果品及び資料等は貸与する。
- (2) 本委託で得られた成果品・データ等はすべて区に帰属する。
- (3) 成果品の引き渡し後、内容に不備が発見された場合は、受託者の責任と負担で直ちに補正すること。
- (4) 受託者は、プロポーザル方式により業務を受託した場合には、技術提案書により提案した履行体制により、当該業務を履行すること。

13 担当

担当部署：まちづくり推進室地区整備課板橋駅周辺係

担当者名：加藤、堀越

連絡先：03 - 3579 - 2556

個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）等を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

2 この特記事項における「個人情報」とは、次に掲げる個人情報等を総称するものとする。

- (1) 個人情報保護法第2条第1項に規定する「個人情報」
- (2) 番号法第2条第8項に規定する「特定個人情報」

3 乙は、この契約に基づく業務に従事する者の範囲を明確化したうえで、適切に監督し、個人情報の取扱いに係る研修・教育を行うものとする。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了した後又は解除された後も同様とする。

2 乙はこの業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対し罰則が適用される可能性があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、番号法第19条各号に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせて（「再委託等」という。）はならない。ただし、当該業務の一部について第三者に再委託等をする必要がある場合には、あらかじめ再委託等をする事業者（「再受託者等」という）の名称・所在地、再委託等の内容、理由、事業執行の場所及び従事者を甲に書面（別記第1号様式）をもって通知し、甲の書面（別記第2号様式）による承諾を得なければならない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により再受託者等に取り扱わせる場合は再受託者等の当該業務に関する報告を行わせるとともに、その内容を甲に書面にて報告しなければならない。また、再受託者等の当該業務に関する行為については、甲に対しすべての責任を負うものとする。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。甲の許可を得て複写又は複製したときは、当該複写物又は複製物を裁断、焼却又は溶解等により利用できないように処分しなければならない。

(個人情報の授受及び保管)

第6 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意義務をも

って当たり、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を防止しなければならない。

2 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく乙の事業所から持ち出してはならない。

(個人情報の返還)

第7 乙は、業務を終了したとき、契約を解除されたとき又は甲が請求したときは、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、直ちに甲に返還若しくは引き渡し、又は廃棄するとともに、返還若しくは引渡し又は廃棄を証明する書類を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(立入検査及び調査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の管理状況等について、隨時に実地に立入調査又は調査し、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(事故発生の報告)

第9 乙は、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知する。また、当該事故解決に努めるとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

第10 この契約による業務の処理中に不良又は不用な製品が発生したときは、乙は、その発生数量、発生原因を甲に報告し、その処分について甲と協議するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を処理するために乙又は再受託者等が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者等の責に帰すべき理由により個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき。

(2) 前号に掲げる事項のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(公表措置)

第12 甲は、乙が個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を発生させたときは、その事実を公表することができる。

2 甲は、乙が第1から第11までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し又は怠った場合には、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会に報告するとともに、その事実を公表することができる。

第1号様式

東京都板橋区再委託承認申請書

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長 様

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

印

下記のとおり、受託業務の一部を再委託したいので承認願います。

記

契約件名						
契約締結日						
契約番号						
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで					

再委託内容	
所 在 地	
団 体 名	
代表者氏名	
再委託業務 (内容・執行場所・従事者等)	
再委託理由	
再委託期間	年 月 日から 年 月 日
添付書類	個人情報保護措置について確認できる書類として 1 再委託先との契約書又は仕様書の写し 2 その他 ()

第2号様式

東京都板橋区再委託承認（不承認）通知書

年 月 日

様東京都板橋区長

年 月 日付で申請のあった再委託承認申請について、下記のとおり通知します。

通知内容	承 認 ・ 不 承 認
契約件名	
契約締結日	
契約番号	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
所在地	
団体名	
代表者氏名	
再委託業務	
承認条件	<p>1 本契約の受託者は、再委託先社員に対し、受託者社員と同様にセキュリティ教育を実施すること。</p> <p>2 個人情報の保護に関する事項について、再委託先においても、必要に応じて区への報告又は区の立ち入り調査に応じること。</p> <p>3 再委託先の責に帰すべき理由による損害が発生したときは、受託者は再委託先と連帶して必要な措置及び損害賠償をすること。</p> <p>4 再委託先において、その受託業務の一部を更に再々委託することを禁止する。</p> <p>5 その他 ()</p>
不承認の理由	

委託範囲図

